（不正受給者からの費用の徴収等）

第五十三条の三　偽りその他不正の行為により組合から短期給付を受けた者がある場合には、組合は、その者から、その短期給付に要した費用に相当する金額（その短期給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。

2　前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険医をいう。）又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その短期給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医又は主治の医師に対し、短期給付を受けた者と連帯して前項の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。

3　組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は当該指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

（損害賠償の請求権）

第五十三条の四　組合は、給付事由（第七十条第一項又は第七十一条の規定による短期給付に係るものを除く。）が第三者の行為によつて生じた場合には、当該給付事由に対して行つた短期給付の価額の限度で、短期給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、短期給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、短期給付をしないことができる。

（短期給付を受ける権利の保護）

第五十三条の五　この法律に基づく短期給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第五十三条の六　租税その他の公課は、組合の短期給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、休業手当金については、この限りでない。

（短期給付の制限）

第五十三条の七　この法律により短期給付を受けるべき者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、病気、負傷、死亡若しくは災害又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該病気、負傷、死亡又は災害に係る短期給付は、行わない。

2　第五十三条の二の規定により支給する支払未済の短期給付（以下この項及び第百十一条第三項において「支払未済給付」という。）を受けるべき者が組合員、組合員であつた者又は支払未済給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該支払未済給付は、行わない。組合員又は組合員であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて支払未済給付を受けるべき者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた者についても、同様とする。

3　この法律により短期給付を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、病気、負傷若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、又はその病気の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該病気、負傷又は死亡に係る短期給付の全部又は一部を行わないことができる。

第五十三条の八　組合がこの法律に基づく短期給付の支給に関し必要があると認めてその支給に係る者につき診断を受けるべきことを求めた場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に係る当該短期給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第五十五条第一項第二号中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改める。

第五十九条第一項中「及び第八十七条の五第一項」を削る。

第六十六条第四項中「について障害共済年金」を「について厚生年金保険法による障害厚生年金」に改め、同項ただし書中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改め、同条第五項中「について障害一時金」を「について厚生年金保険法による障害手当金」に、「当該障害一時金」を「当該障害手当金」に改め、同条第六項中「、この法律、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法」及び「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「国民年金法による退職又は」を「国民年金法による」に改め、同条第七項中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に、「障害一時金」を「障害手当金」に、「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改め、同条第八項中「年金保険者」を「年金支給実施機関」に改める。

第七十条に次の三項を加える。

2　前項の規定により弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、次の順序とする。

一　配偶者及び子

二　父母

三　孫

四　祖父母

3　前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

4　第一項の規定により弔慰金の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その弔慰金は、その人数によつて等分して支給する。

第七十一条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四章第三節第一款から第六款までの款名を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条　この法律における長期給付は、厚生年金保険法第三十二条に規定する次に掲げる保険給付とする。

一　老齢厚生年金

二　障害厚生年金及び障害手当金

三　遺族厚生年金

2　長期給付に関する規定は、次の各号のいずれかに該当する職員（政令で定める職員を除く。）には適用しない。

一　任命について国会の両院の議決又は同意によることを必要とする職員

二　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十九条の規定により国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職にある職員

3　長期給付に関する規定の適用を受ける組合員がその適用を受けない組合員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

第七十二条の二から第七十二条の六までを削る。

第七十三条から第九十三条の二から第九十三条の十七までを削る。

第七十三条から第九十三条まで　削除